



Title	邦國兩字の異同及び推移に就て
Author(s)	丸山, 正三郎
Citation	懐徳. 1933, 11, p. 96-102
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88889
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

邦國兩字の異同及び推移に就て

丸山正三郎

邦國兩字を先づ説文に就て之を見るに、

据、國也、从邑丰聲。

國、邦也、从口从或。と解されてゐる。

更に溯つて籀文を見るに、吳大徵の説文古籀補及び丁佛言の説文古籀補に依れば、邦には𦥑、𦥑、𦥑、𦥑、𦥑等がある。半の形は古の封の字で、是は土地の上に立てて目標とした物の形と思はれ、之を傍で守る故に封と書く。寸の籀文は𦥑即ち左手であるから從つて寸を守ると云ふ様な意味になり、尙封の籀文に對が召伯虎敵にあるのを見てもわかる。従つて邦の籀文の扁の形は封で、造りは邑であるから封邑を邦と云ふ事になる。又國には國、國、或、𠂇、或、𠂇、國、等でこの中の第五番目に於て小圓は或る範圍を示し、その下の一は土地を示す。即ち或る範圍の土地を戈で守る事を示したもので、七番目などは最も後のものであらうが、その外圓もやはり圍みを示したものであらう。他も之に準ずる。

今この兩字を用ひられた種々の場合を見るに、先づ邦の字に於ては、説文の「邦國也」の他に、同源の封と通用されてゐる場合で、書序に「邦康叔、邦諸侯」論語に「在邦域之中」とあるのは皆この封

の字との通用である。次に論語の衛靈公篇に「顏淵問爲邦」とある様に、邦はまた天下と云ふ意味にも用ひられてゐる。

更に國の字に於ては、說文の「國邦也」の他に、先づ第一に諸侯の國と云ふ意味に用ひられてゐる場合で、此は孟子離婁篇に、「皆曰天下國家」とあるのがそれで、第二に九州以外の地と云ふ意味に用ひられたものには、尙書大傳に「重釋來朝者九國」なる語がある。第三に天子の都する所を國といつた例は、禮記禮運に、「國有學」とあるによつて見られる。尙又國字と域字とが同用されるのは原の字形によつても知られる所である。

然らばこの邦國兩字の關係は如何であるかと云ふに、周禮冢宰職に、

掌_三建邦之六典、以佐_三王治_二邦國

とあつてその鄭玄の注に、

大曰邦、小曰國、邦之所居亦曰國

とあるが、鄭玄の意では、この邦國とは諸侯之國を指してゐるので、彼が「大曰邦、小曰國」と解した理由は、唯邦の字が上にあり、國の字が下にあるからである。又その次に「邦之所居亦曰國」と云ふのは、此の儘でも意味の通せぬ事もないが、冢宰の初めに「惟王建國」と云ふ句があるから、此は王國の事を述べたもので、従つて此は「王之所居」の誤ではないかと見られる、儀禮觀禮の賈公彥の疏に、一本には、斯様に王に直されてゐるから、この方が一層意味分明であらうと思ふ。要するに、

邦國と連ねて言つた場合は諸侯の時を指し、單に國とのみ言つた場合は王の時を指すのである。而してこの邦國の兩字が對稱的に用ひられた時は別々の意味を有し、散文として用ひられた時には兩字は通用されるのであつて、儀禮覲禮の本文にある

同姓大國、異姓小邦、

なる文は、即ちこの後の場合である。尙周禮正義の説は鄭玄の説と小異がある。即ち、

釋文引子注云、國天子諸侯所^レ理也、邦疆國之境、理當^レ作^レ治、書傳寫避^ニ唐諱、改^レ于以^レ國、爲^ニ天子諸侯所^レ注、即邦之所^レ居也、惟邦國境、則不分^ニ邦大國小、

と述べられてゐる。又欽定周官義疏には、

邦謂^ニ王國^ニ也、下言邦國、則兼^ニ侯國、云々、

とある斯の如く邦國兩字の解釋に就ては諸説があつて一致しないが、要するに、此等の説は皆後世の學者が己れの儒家的見地に立脚したる解釋であるから、用ひられた當時の眞の解釋が或は他にあるかも知れない。

さて邦國兩字の古代の用法が如何に推移したかを書經、詩經、論語、大學、中庸、孟子等の諸文献に亘つて見るに、最も古代は邦の字が國の字よりも遙かに多く使用され、それが次第に國の字が多くなつて來て、終には邦の字は殆ん^ニ影を歿してゐるのである。而して漢代に於ては、高祖劉邦の名を諱みて、邦の字は兩漢を通じて用ひられなかつたとされてゐる。然し漢代に於ても詩書の經文の字ま

では、ことさらに改められなかつたのであつて、後漢の蔡邕の書いた所の石經の今文尙書般庚の篇に、

今予將三試以遷安三定厥邦

である等を見ても知られる所である。故に今擧げたる經書に就て、當時に於て邦國兩字の用法が如何に推移したかと云ふ事を見得るであらうと思ふ。

今此の用法の推移を見る爲めに、時代の古いものより考察するに、先づ書經に於ては、之を今文尙書に取り、僞古文尙書も併せて参考すれば、第一に今文尙書に於ては、

國、邦、	虞書
無 四字	夏書
無 二字	夏書
無 七字	高書
二五字	周書
四五字	周書
二五字	五八字
二五字	計

といふ結果が現はれて、邦の家の方が遙に多く用ひられてゐる。また偽古文尙書に就て見れば、

國邦	虞書	三字
無	夏書	四字
無	高書	一四字
六字	周書	二二字
六字	四三字	計

といふ結果が現はれ、斯の如く、今文、僞古文を通じて知り得る事は、國の字が用ひられたのは、周代に入つてからであると云ふ事である。尙書經全体として之を見れば、

邦一二字國三二字

となり、邦の字が國の字より遙に多く用ひられてゐる事がわかるであらう。

書經の文は、古代の各時代に於ける右史の記録の遺存したもので、孔子より遙か前代の遺文であるが、詩經の詩三百餘篇は、孔子が刪定したか、或は然らざるかの論なく、孔子の時代に於て尙歌唱されてゐた事は疑ない事で、當時は既に春秋の末期であり、且つ孔子が詩を以て門弟子達に對する教育の材料とされた爲めに詩經の詩の字句に當時の字句の用法が大に影響を與へてゐる事は確かであらうから、従つて字句の用法と云ふ如き問題を取扱ふ場合には、詩經は當然書經より可なり後代のものとして、資料にしなければならぬ。詩經の本文に於て、この兩字の用法はどうかと云ふに、

	國風	小雅	雅	
邦	五字	一四字	一六字	周頌
國	八字	八字	三四字	魯頌
			無	商頌
邦	七所	一〇字	國 三二所	計
			四八字	
			四字	四七字
邦	二所	二字	一字	
			七字	
			六〇字	
と云ふ結果が現はれ、大体に於て兩字は同じ程度に用ひられたと見てよいであらう。更に孔子直後のものとして論語を見るに、				
	邦	七所	一〇字	國 三二所
				四八字
となつて、著しく邦の字が減少してきてゐる。更に降つて、大學、中庸に就て見るに、大學に於ては、				
邦	二所	二字	國 一〇所	二六字
で、中庸に於ては、				
邦	無	國 一〇所	一二三字	

となつてゐる。而して更に時代を経たものとして、孟子の書に於ては、

邦 二所 二字 國 九四所 一二三字

となつてゐて、この邦の二字の内、一つは詩經より引用した所(詩云周雖舊邦其命維新)であるから、邦の字は殆んど稀にしか用ひられなかつたものであらう。斯の如く書、詩、論語、大學、中庸、孟子と時代を経るに隨ひ、初め特に周代に入らざる以前は邦の字が最も多く用ひられたのが、次第に周代に入り國字多く用ひられるに至り、孔子時代を境目として、遂に國の字の方が多く用ひらる様になつたものと見做される。尙春秋の經文に於ては、邦國兩字共用ふる所なく、又左傳に於ては邦の字殆んどなく、國の字は至る所に見受ける。

斯る状態で戰國時代に入つてからは尙一層邦の字は用ひられず、國の字のみ用ひられる様になつてゐたので、これは春秋戰國時代の所謂クニが周の極盛時代及びそれ以前の所謂クニなるものと、形態組織等が變つたからではなからうか。兎に角・斯の如き邦國二字の使ひ方の違ひから、それが習慣的用法となり、秦を経て漢代に入つては、最早殆んど邦字は用ひられなかつたと見るべきであつて、漢の高祖劉邦の名の邦を諱みしと否とに拘らず、既に當時は邦の字を使はなかつたのである。否漢代にては未だ避諱の法がなかつた事は禮記に見えてゐる。燕京學報に出たる陳垣の史諱舉例なる論文があるが、漢代の避諱に關する所はその據る所の例證が薄弱である。故に漢代に劉邦の邦の字は諱まなかつたのではないかうか。若し高祖の名を諱みしものとすれば、武帝時代の人なる司馬遷の史記周本記に、

先王之制、邦内畿服、邦外侯服、

と邦字を用ひてあるのは如何なものか。

之に反して、若し漢代に於て、邦の字が避諱の字でなかつたとすれば、老子下篇第五十四章に、

脩之于國、其德乃豐、

なる文に於て國は避諱の字である邦の改められたものなりとする老子翼の説は誤で、始めより國のまゝであつたと見做される。而して老子の文は押韻の文であるから、段玉裁がその著古文尙書撰異に於て云へる如くに、國の字と豊の字とは同韻の字となる。而してこの二字の字頭は、k音及びh音であるが、k、h兩音は共に咽頭より出る音で、これも昔は同じ發音であつたものゝ變異であると見做される故、結局國と豊とは同音の字となり豊と同音の字なる邦と國とは必然同音の字で爲めに、邦國兩字が通用されるに至つたのではないだらうか。この問題は更に今後の古韻の研究の發展に俟つて解決さるべきものである。

尙又周禮小司徒之職の

乃分地域而辨其守云々

の鄭玄の注に、

故書_レ域爲_レ邦、杜子春云、當_レ爲_レ域

とあつて、域は即ち或の字或は即ち國の字であるから、此も亦國と邦とは古代に於て通用されたるの證據ともならうかと考へられる。(完)